

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第211号）

答申日：平成29年11月14日（平成29年度（行情）答申第315号）

事件名：平成27年度補正依頼書（特定課分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度補正依頼書（特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月24日付け28受文科初第2517号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

##### （2）審査請求の理由

法5条1号及び6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、以下に掲げる文書についてなされたものである。

○H27年度開示請求に対する補正文書（特定課が保有するもの）

請求内容から、H27年度開示請求に対する補正文書（特定課が保有するもの）が記載されている以下の文書で特定を行うことが可能であると考えたところ。

##### <特定した文書>

○平成27年度補正依頼書（特定課分）

なお、処分庁は、特定した文書につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから一部不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、下記の理由により、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

## 【審査請求の理由】

○法5条1号, 6号に該当しない。

### 2 不開示決定の該当性について

#### (1) 法5条1号の該当性

本件特定した文書には、個人の氏名が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

特定した文書には、個人の氏名が記載されており、これらは全体として個人を識別することができるものである。

したがって、本件特定した文書に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

#### (2) 法5条6号の該当性

本件特定した文書には、行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の直通電話番号及びファックス番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性は遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件特定した文書の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

#### <本開示請求経緯>

平成29年1月25日 開示請求受付

平成29年2月24日 一部開示決定

### 3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、一部不開示決定とした原処分は妥当であり、申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年10月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成27年度補正依頼書(特定課分)」(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び

6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、平成27年度中の文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）に対する開示請求書に係る補正依頼文書であり、かなりの枚数にのぼるが、共通の不開示部分は、①開示請求者の氏名並びに②文部科学省情報公開窓口のFAX番号並びに特定課の電話番号及びFAX番号であることが認められる。

### (1) 上記①の不開示部分について

当該不開示部分は開示請求者の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分については、文部科学省においてこれを公にすることはしておらず、他に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、氏名は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 上記②の不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記②の不開示部分の公表の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文部科学省情報公開窓口のFAX番号並びに特定課の電話番号及びFAX番号は、公にされている情報ではない。

(イ) もちろん、今後公表の予定もない。

イ 諮問庁の上記アの説明によると、当該不開示部分は一般に公にされている電話番号やFAX番号ではないとのことであるから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司